

保護者の皆さんへ

学校の勉強に必要な費用の援助について

訓子府町では、お子さまが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。

1 援助の対象・必要書類

対象者	区分	必要書類
現在、生活保護を受けているご家庭	要保護	申請不要
現在、児童扶養手当を受けているご家庭（※1）	準要保護	印鑑、振込先のわかる通帳等
その他、経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭（※1）	準要保護	印鑑、振込先のわかる通帳等

（※1）準要保護に該当する世帯は前年収入により審査しますので、下記収入の目安を参考にしてください。

2 申請手続

教育委員会管理課（役場2階）に申請してください。申請書は教育委員会管理課にあります。

※申請は随時受付しておりますが、年度当初以外の申請の場合は、一部減額や支給できない費目があります。



3 注意事項

（1）前年の世帯の合計収入で審査を行います。収入状況については、保護者から委任状をいただき教育委員会で調査し（町内在住の方のみ）、認定の可否を通知します。

※住民税未申告の方は、調査できませんので申請時までに申告を済ませてください。

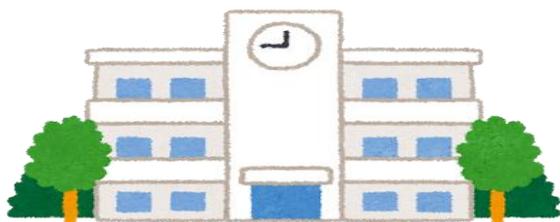
（2）1月1日現在の住所が訓子府町ではなかった保護者の方

本年1月1日現在の住所が訓子府町ではなかった方は、その時点で住んでいた市区町村が発行する「所得課税証明書」（詳細は該当する市区町村にお問い合わせください。）の交付を受け、提出してください。

4 収入の基準目安～訓子府町における生活保護基準の1.4倍未満

給与収入の場合 ※この金額は目安です。下記と同じ人数であっても年齢や家族構成などにより異なります。

家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人
収入の目安	約270万円	約330万円	約390万円	約430万円	約480万円



担当課及びお問い合わせ先

訓子府町教育委員会管理課 Tel 47-2122